

各 位

最低制限価格変動制の設定改正について

次のとおり、最低制限価格の変動制の設定を改正し、試行します。

改正理由

市では、8月30日公告分から6件を、最低制限価格の変動制で試行しましたが、失格基準である低入札価格調査基準価格付近での入札が多い結果となりました。

市としては、長期的に見た場合の工事品質の確保への影響などで、必ずしも好ましいものとは言えない状況と判断し、今回、最低制限価格の変動制の設定を次のとおり改正することにしました。

改正内容

- 1 変動制の算定対象から次の合計額未満の入札を外します。

設計額における直接工事費の95%
〃 共通仮設費の70%
〃 現場管理費の50%
〃 一般管理費の20%

- 2 変動割合の設定率を95%から98%に変更します。

- 3 適正な施工体制を確保するために工事費内訳書における数値的失格基準を設定します。

入札時に提出いただく工事費内訳書を確認し、次の項目に1つでも該当した場合は落札候補者を失格とし、次順位者を落札候補者とする。
--

設計額における直接工事費の95%未満
〃 共通仮設費の70%未満
〃 現場管理費の50%未満
〃 一般管理費の20%未満
共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと。

- 4 試行案件

11月6日公告の2件（別紙参照）から試行します。

11月6日公告分の下記2件について、最低制限価格の変動制の試行を行います
(公告の備考欄に最低制限価格変動制試行案件と記入してあります)

工事番号	工事(委託)番号	工事(委託)名	工事(委託)場所	開札日
新潟市公告第472号(1)	東下第39号	曾野木排水区雨水枝線8~9-1下水道工事	新潟市中央区久蔵興野 地内	平成19年12月6日
新潟市公告第472号(3)	西下第70号	坂井輪排水区寺尾分区枝線42-2~614下水道工事	新潟市 西区小針台2丁目他 地内	平成19年12月6日